

医療法人だより(第6号)

長崎市尾上町3番1号 長崎県医療政策課(095-895-2464)



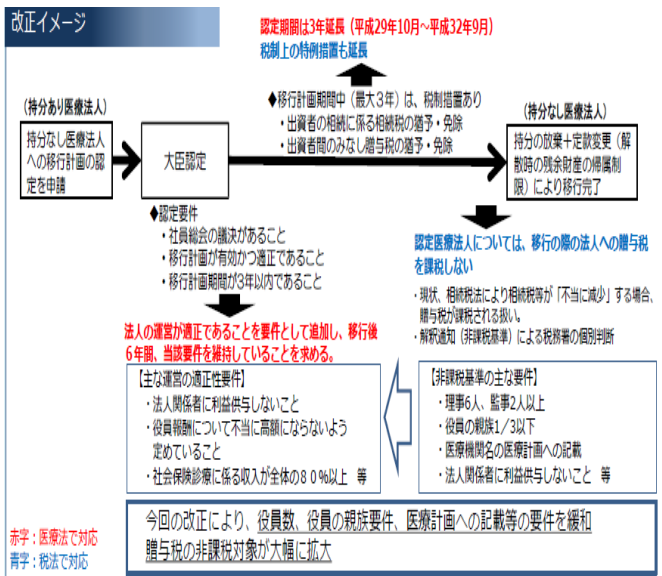
梅のつぼみもようやくほころび、春の気配が感じられる頃となりました。「医療法人だより(第6号)」をお届けいたしますので、ご一読ください。

1. 持分なし医療法人への移行計画認定制度の延長について
2. 決算届について
3. 第7次医療法改正に伴う定款変更について

「持分なし医療法人への移行計画認定制度」の認定期間の延長について

当該制度は平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間を認定期間として運用されてきました。今回の医療法改正により、平成29年10月1日から3年間、認定期間が延長されました。

【改正イメージ】



されること。

認定を受けた後の以降に向けた取り組みの予定について以降の期限までに実行可能と判断されること。

など、移行計画の有効性及び適切性に疑義がないこと。

移行期限

移行計画に記載された移行の期限が、当該認定の日から起算して3年を超えないものであること。

ただし、変更認定の場合には、当初認定の日から起算して3年を超えないものであること。

運営に関する要件

法人関係者に対し、特別な利益を与えないこと。
役員に対する報酬等が不当に高額にならないよう支給基準をさめていること。

株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと。
遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと。

法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実
その他公益に反する事実がないこと。

社会保険診療等(介護、助産、予防接種含む)に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること。

自費患者に対し請求する金額が、社会保険資料報酬と同一の基準によること。

医療収入が医業感費用の150%以内であること。

上記の ~ の要件を満たしていることを確認して厚生労働大臣が認定を行います。

移行計画認定要件は以下のとおりです。

社員総会における決議

移行計画の申請、定款変更について社員総会において決議されていること。

有効性及び適切性

持分がある医療法人の出資者、社員その他法人の関係者において、

十分な理解を検討のもとに移行計画が作成されていること。

出資者等の持分の放棄等の見込みが確実と判断

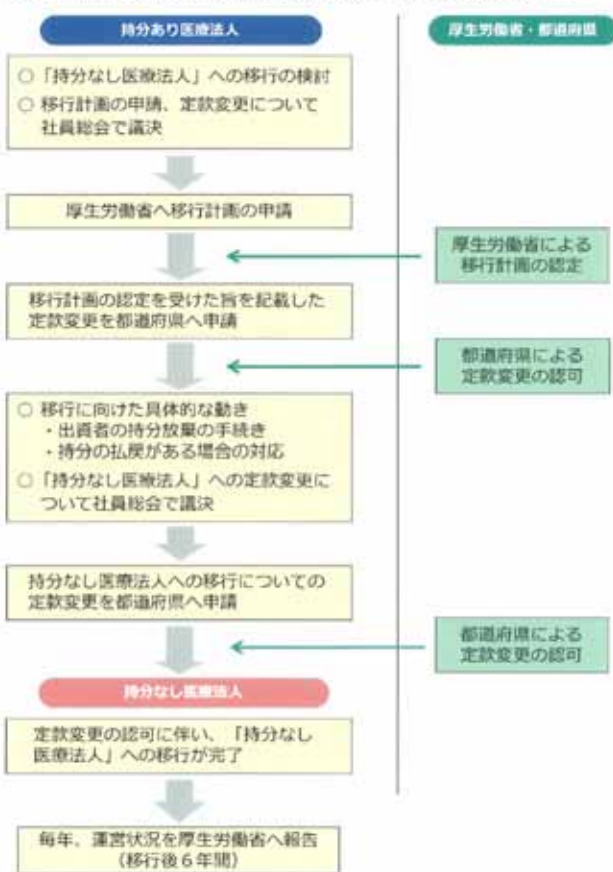
また、運営に関する要件は、持分なし医療法人へ移行後も6年間は満たす必要があります。

手続きの流れ

移行計画認定の申請は厚生労働省へ行い、認定後、医療法人を所管する都道府県へ移行計画の認定を受けた旨を記載した定款変更の認可申請を行う必要があります。

その後、持分なし医療法人へ移行したことの定款変更認可申請を行ってください。

移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ



移行計画に関連する税制措置

移行計画の認定を受けた医療法人への国からの支援は、税制措置と融資制度のふたつがあります。

税制措置

・相続税

認定医療法人の持分を有する出資者等が、持分の全部又は一部を放棄したことにより他の出資者に贈与税が課される場合、持分を有していた出資者から相続又は遺贈によりその持分を取得した相続人に相続税が課される場合などにおいて、当該出資者等に納税額相当の担保提供など一定の条件の下に認定移行計画に記載された移行期限までその納税が猶予され、移行期限までにその持分をす

べて放棄した場合には納税が免除されます。

ただし、移行期限までに移行できなかった場合や認定が取り消された場合は、相続税又は贈与税を納付することとなります。

・贈与税

認定医療法人の持分を有する出資者等が持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人が経済的利益を受けた場合であっても、相続税法第66条第4項の規定は適用されません。

融資制度
持分の払戻しが生じ、資金調達が必要になった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経済安定化資金の貸付を受けることができます。

ア 貸付限度額：2億5千万円

イ 償還期間：8年

ウ 貸し付け条件

- ・ 国の移行計画の認定を受け、持分なし医療法人への移行期間中の医療法人であること。
- ・ 貸付にあたっては、事前審査及び本審査を受ける必要がある。
- ・ 通常の「経営安定化資金」との併用は不可。

認定の取消

移行計画が認定された後、以下の要件に該当する場合、認定が取り消されます。

【取消要件】

認定医療法人が移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合。

【取消要件】

厚生労働大臣は次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、認定を取り消すことができるとされています。

認定医療法人が、認定を受けた日から持分の定めのない医療法人への移行完了後6年を経過する日までに、運営に関する要件を満たさなくなったとき。

認定を受けた日から起算して3ヶ月以内に、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について都道府県

知事の認可を受けなかったとき。

認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。

認定医療法人が合併により消滅したとき。

認定医療法人が分割したとき。

認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。

認定医療法人が移行計画の変更（移行計画の趣旨の変更を伴わない警備な変更を除く）について、厚生労働大臣の認定を受けなかったとき。

認定医療法人が厚生労働大臣へ必要な報告を行わないとき、または虚偽の報告をしたとき。

ク神谷町ビル 9F

Tel:03-3438-9940

Fax:03-3438-0659

移行の具体的な進め方などについてお聞きになりたいとき

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会事業部事業第一課

〒102-0075

東京都千代田区三番町 9-15

ホスピタルプラザビル 5F

Tel:03-5275-6996

Fax:03-5275-6991

（注）個々の医療法人の事情に特化した継続的な相談には対応できない場合があります。

改正前認定医療法人に関する経過措置

平成 29 年 9 月 30 日以前に認定を受けた医療法人で、持分無し医療法人へ移行していない法人であって、平成 29 年 10 月 1 日以降、改正後の認定（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の認定）を受けることができますが、この場合においても、移行計画の期限は、当初認定の日から 3 年を越えてはならないとされています。

この制度については、厚生労働省の医療法人・医業経営のホームページに掲載されておりますのでご参照ください。

参考までに申請・相談窓口をお知らせします。

制度の内容についてお聞きになりたいとき

厚生労働省医政局医療経営支援課

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

Tel:03-5253-1111（代表）

（内線 2672）

03-3595-2261（直通）

Fax:03-3580-9644

融資についてお聞きになりたいとき

独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部医療審査課

〒105-8486

東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック

決算届について

医療法人より毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に決算届を提出していただいておりますが、提出にあたりご留意いただきたい点をお知らせします。

役員について

事業報告書に役員の氏名を記載されている法人を見受けませんが、医療政策課で保管している台帳と相違している場合が見受けられます。

よくある事例として、事業報告書には氏名が記載されているが台帳に記載されていない場合、氏名は記載されていないが台帳には役員のまま記載されているなどです。

役員に異動が生じた場合は、医療政策課へ届出を行う必要がありますので、決算届を提出される際には、法人において役員の確認を行っていただき、異動が生じている場合は、届出を行ってください。

事業の概要

事業報告書に事業の概要を記載していただく必要がありますが、附帯業務の内容に記載誤り等が見受けられますので、定款等に記載している事業を漏れなく記載してください。

損益計算書

会計年度内において利益及び損失の額を記載していただきますが、科目の欄に「本来業務損失」と記載されているのに金額欄には

との記載が見受けられますので、金額記載

の際はご注意ください。

監事監査報告書

当該書類は法人の監事が関係書類を確認した上で法人理事長に報告する書類ですが、日付が記入されていないものが見受けられます。当該箇所については、医療政策課で記入できませんので、法人で記入いただいた上で提出してください。

第7次医療法改正に伴う定款変更について

平成27年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」により医療法が改正され、医療法人の機関（社員総会、評議会、評議員会、理事、理事長及び監事）に関する規定が大幅に変更されました。

この改正後に伴う定款変更の認可申請を適宜行っているところですよ。

申請期限等については、医療政策課のホームページに掲載しておりますが、改めてお知らせいたします。

社会医療法人

平成28年9月1日以降施行後速やかに大規模な医療法人

（病院を開設している医療法人）

平成28年9月1日以降施行後速やかに（但し、定款変更のために臨時社員総会（及び理事会）を開催する暇がない場合等においては、定時社員総会（及び理事会）による議決後でもやむを得ない）

その他医療法人

ア．理事会に関して変更前の定款例に倣った規定が置かれていない場合

平成28年9月1日以降平成30年8月31日まで

イ．理事会に関して変更前の定款例に倣った規定が置かれている法人

必ずしも平成30年8月31日までに定款（寄附行為）変更認可申請を行う必要はありませんが、2年間を目処とした変更に向けていただくようお願いします。

ただし、の法人であっても、附帯業務追加

等により定款変更が生じる場合には、当該変更手続きも同時に行ってください。

